

平成31年2月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社毎日観光（法人番号：9021001020480） 代表者 田口たみ子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者） 神奈川県厚木市幸町10-15 （本社営業所） 神奈川県厚木市幸町10-15
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 310日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	平成30年8月3日及び平成30年8月24日、定期的な監査を実施。13件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運行管理者の選任義務違反(運送法第23条第1項)、(4)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(5)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(6)乗務等の記録の記載事項不備(運輸規則第25条第2項)、(7)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(8)日雇い運転者等の選任禁止違反(運輸規則第36条第1項)、(9)乗務員台帳の作成、備付け義務違反(運輸規則第37条第1項)、(10)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(11)初任運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(12)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 31点 当該事業者の累積点数 31点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

平成31年2月13日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成31年2月13日
(2) 事業者の氏名又は名称	ちとせ観光バス株式会社 (法人番号：3060001014783) 代表者 橋本猛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県小山市羽川517-84 (本社営業所) 栃木県小山市羽川517-84
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 55日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	平成30年7月10日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 14点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)